

藤沢市介護保険課タブレット端末等通信回線提供契約書（設計用）

役務提供等の名称	藤沢市介護保険課 タブレット端末等通信回線提供
役務提供等の内容	電気通信役務の提供及びタブレット端末等のレンタル等
役務提供等の場所 又は施設名称	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市介護保険課
役務提供等の期間	契約開始日 2024年（令和6年） 7月29日
	契約完了日 2028年（令和10年） 6月30日
契約金額(概算)	百 千 円
	百 千 円 (うち消費税及び地方消費税の額)
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 部分払（48回、別紙「部分払内訳書」のとおり） <input type="checkbox"/> 完了払
支払場所	藤沢市指定金融機関市役所内派出所
契約保証金 (契約金額の1/10以上)	<input type="checkbox"/> 現金（ 円） <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 契約規則第28条第2項第 号の規定により免除

上記の契約について、提供者と使用者は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。）を遵守の上、各々の対等の立場における合意に基づいて、別記の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年（令和6年） 月 日

使用者 住所 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木恒夫 ⑧

提供者 住所

氏名 ⑧

(総則)

第1条 使用者及び提供者は、頭書記載の業務に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「藤沢市介護保険課タブレット端末等通信回線提供業務に係る仕様書」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき、契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 この契約は、提供者がタブレット端末等を使用したインターネット通信回線を使用者の使用に供するとともに、タブレット端末等を使用者にレンタルし、常時正常な状態で稼働しうるように保守を行うことを目的とする。

(使用料金の請求)

第3条 提供者は、当月分の使用料金を使用者の指定する方法により、使用者に請求する。

(使用料金の支払い)

第4条 使用者は、提供者から前条による適正な請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に藤沢市指定金融機関市役所内派出所において、使用料金を支払わなければならない。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により使用料金の支払いを遅延したときは、提供者に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、使用者は、使用料金に相当額を加減して支払うものとする。また、電気通信事業法におけるユニバーサルサービス制度の料金に変動が生じたときも同様とする。

(使用料金月額表の提出)

第5条 提供者は、設計書に基づき、ユニバーサルサービス料金及び消費税額を除いた月ごとの使用料金が記載された使用料金月額表を作成し、この契約の締結時に、使用者に提出しなければならない。

(契約の変更)

第6条 提供者は、ユニバーサルサービス料金及び電話リレーサービス料金の変更

された場合には、その料金を変更し、使用者に請求する。

(タブレット端末、付属品及び周辺機器の所有権)

第7条 タブレット端末、付属品及び周辺機器の所有権は提供者に属し、使用者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(損害賠償)

第8条 提供者は、使用者が故意又は重大な過失によって、タブレット端末等に損害を与えたときは、その賠償を使用者に対して請求することができる。

(機密の保持)

第9条 提供者は、保守の実施に際して知り得た事実をみだりに第三者に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後及び契約を解除した後においても同様とする。

(契約の解除)

第10条 使用者又は提供者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、相手方に文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

2 使用者は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 提供者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、使用者及び提供者が協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

(以下余白)

(以下余白)

役務提供等設計書

設計金額	総価 _____円 消費税及び 地方消費税込み	単価 _____円 消費税及び 地方消費税込み
会計・予算科目	特別 22	款 01 細目 002 節 11
役務提供等の名称	藤沢市介護保険課 タブレット端末等通信回線提供	
役務提供等の内容	電気通信役務の提供及びタブレット端末等のレンタル等	
役務提供等の場所 又は施設名称	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市介護保険課	
役務提供等の期間	2024年(令和6年)7月29日 から 2028年(令和10年)6月30日 まで	年数 4年間 月数 48ヶ月
契約不適合責任	<input type="checkbox"/> 契約書(設計用)、設計関係図書又は仕様書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
現場説明	<input type="checkbox"/> 要 (日時 場所) <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
支払方法	<input type="checkbox"/> 完了払 <input checked="" type="checkbox"/> 部分払及び完了払 (48回) <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/>	
支払場所	藤沢市指定金融機関市役所内派出所	
その他 特記事項	<input type="checkbox"/> 金額は、総価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 金額は、単価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 金額は、総価及び 当り単価で記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 金額は、複数年の総価で記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> ユニバーサルサービス料金は3円で積算してください。 <input type="checkbox"/> リース期間満了時の残価の精算は行いません。 <input checked="" type="checkbox"/> 使用者は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとします。 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。	

契約後の連絡先 福祉部介護保険課 Tel.0466-50-3527

内訳

名 称	数量	単位	単価(円)	金 額(円)	摘要
MDMサービスライセンス 登録料	1	件			
キットニング費用	1	式			
MDM構築、設計費	1	件			
MDM研修会費用	1	回			
諸費用	1	式			
MDMサービス料金年額(96台)	4	年			
アプリケーション制限(96台) オプション	4	年			
端末レンタル代金月額	48	月			
通信回線使用料金月額(96回線)	48	月			
ユニバーサルサービス料金(96回線)	48	月			
小計					
消費税および 地方消費税					
合計					

藤沢市介護保険課タブレット端末等通信回線提供
業務に係る仕様書

1 概要

本件は、藤沢市介護保険課においてタブレット端末等を導入することにより、要介護認定調査や介護認定審査会のペーパーレス化を図るとともに、情報伝達の迅速化、審査情報の共有化、スケジュール管理の効率化及び円滑化を図るものである。本仕様書はタブレット端末等の使用に際して必要な通信回線等の仕様を示すものである。本仕様書に記載していない事項であっても、機器構成に必要な機能を備えた上で、次の仕様を満たす最適な構成で提供すること。

2 契約期間

2024年（令和6年）7月29日から2028年（令和10年）6月30日まで

3 タブレット端末等について

次の仕様を満たすもので、新品、且つ、複数のものは同一機種で揃えること。

項番	項目	概要	台数	提供方法
1	タブレット	SIM 内蔵、サイズは 13 インチ OS は Windows10 以上 CPU は core-i5 以上 メモリは 8GB 以上 SSD は 128GB 以上	74	レンタル
2	タブレット	SIM 内蔵、サイズは 10.5 インチ OS は Windows10 以上 CPU は core-i3 以上 メモリは 8GB 以上 SSD は 128GB 以上	20	レンタル
3	付属品	項番 1 の純正電源アダプタ	74	レンタル
4	付属品	項番 2 の純正電源アダプタ	20	レンタル
5	付属品	項番 1 の専用カバー	74	レンタル
6	付属品	項番 2 の専用タイプカバー	20	レンタル
7	ノート PC	SIM 内蔵、サイズは 14 インチ以上 OS は Windows11 CPU は core-i3 以上 メモリは 8GB 以上 SSD は 256GB 以上	2	レンタル

4 通信回線について

次の仕様を満たす通信回線 96 回線（タブレット端末 94 回線・ノート PC2 回線）を提供すること。

- (1) データ通信サービスはパケットを分け合えるプランとし、データ通信規制がかかることなく使用できる通信容量を 1 回線あたり 5GB/月、毎月設定した通信容量までは高速通信が利用可能であること。また、月の利用が設定した通信容量を超えた場合でも、通信を停止せず、通信速度の制限のみで利用できること。
- (2) 回線ごとの月々のデータ通信量を把握できること。
- (3) 提供者は、藤沢市役所本庁舎の電波状況を確認し、電波が入りにくい建物やエリアについては、電波の改善対策を実施できること。導入後に周辺環境の変化により電波環境が悪化し本市から連絡をした場合、無償で電波の改善対策を実施すること。
- (4) 地震、台風等の災害時でも安定した電波を供給するよう努め、電波が不通の場合に際しては、復旧及び代替手段の確保に向けて全力で取り組むこと。

5 モバイルデバイスマネジメントサービスについて

タブレット端末の管理及びセキュリティ対策を目的として、モバイルデバイスマネジメントサービス（以下「MDM」という。）を提供すること。また、MDM における操作方法等に対する問合せに対して、月曜日から金曜日（12月29日から1月3日まで、祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで対応できる窓口を設置すること。

なお、提供する MDM は最低限、管理下の端末に対する次の機能を有するものとする。

- (1) アプリケーションの配信及びインストール制御ができること。
- (2) 端末情報、アプリケーション一覧情報等の取得ができること。
- (3) リモートロック・リモートワイプができること。
- (4) MDM の管理画面上から、セキュリティポリシー（機能制限・パスコード強制等）が作成でき、端末に適用することができること。
- (5) 端末位置情報の取得機能を有していること。
- (6) OS のアップデートができること。
- (7) SIM 監視機能を有していること。
- (8) USB などの外部媒体制御ができること。

6 初期設定等について

提供者は次の条件を満たす初期設定等を実施し、納品すること。

- (1) タブレット端末等が、正常に動作することを確認した上で納品すること。
- (2) タブレット端末等の初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、設定すること。なお、現状で予定しているものは次のとおりで、提供者は追加項目に

についても無償で対応すること。

ア アクティベーション

イ OS のアップデート

(3) MDM の初期設定を行うこと。

(4) タブレット端末や付属品、周辺機器及びその箱に管理番号等の情報をラベル貼付すること。

(5) 業務に必要なアプリケーションが起動しないように設定すること。

7 タブレット端末等に係る操作研修会等の実施について

タブレット端末等の納品に当たり、操作研修会を次のとおり実施すること。

また、運用状況により本市がフォロー研修を依頼した場合は、開催時期を本市と協議の上、実施すること。

(1) 対象者 介護保険課の担当職員 10名程度

(2) 研修内容は MDM の内容に加え、次の項目とする。

ア データ通信サービス、タブレット端末等における注意事項

イ 紛失等緊急事態における対応方法

ウ その他、タブレット端末を使用する上で必要となる事項

(3) MDM の内容については本件提供者と MDM 提供元が異なる場合であっても必ず MDM 提供元の社員が行うものとし、提供者から最低1名は研修に立ち会うものとする。なお、研修費用が発生する場合は、本件の入札費用に加えるものとする。

8 保守について

次の保守を提供すること。

(1) 保守の対象はタブレット端末・ノート PC とし、付属品は対象外とする。

(2) 本件における問い合わせに対する担当部門及び担当者を明確にし、安定した運用が確保されるよう体制作りを行うこと。

(3) 提供者は故障対応、操作方法等の問い合わせが可能なヘルプデスクを設け、開庁時間対応すること。

(4) タブレット端末・ノート PC 及び SIM が故障した場合は修理又は無償交換を行うこと。

(5) タブレット端末の故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換を行うこと。なお、端末の交換に要する費用に関しては、提供者の負担とする。

(6) 故障等発生時は、代替機を先行して指定先に届けること。

9 支払方法について

(1) レンタル料及び通信回線料については、全回線分を一括請求で毎月払いとし、本市に対し、総額がわかる請求書を送付すること。

(2) タブレット端末等の導入における初期費用に係る費用については、初回請求分とまとめて請求すること。

1 0 納品について

- (1) 納品日、キッティング作業等に要する期間については、事前に本市と打合せの上、決定すること。
- (2) 納品の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容が分かる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- (3) 提供者の納品時確認作業は、タブレット端末及びノート PC のインターネットの接続確認、各種アプリケーションの起動確認とする。ただし、タブレット端末のログイン及びアプリケーションのログインについては個人情報取扱の観点から本市で実施する。
- (4) タブレット端末には本市が用意するトレンドマイクロ社のウイルスバスタークラウドをインストールするため、提供者はこれを了承すること。
- (5) 不要な梱包材は引き取り及び処分を行うこと。
- (6) 納期遅延等が予測される場合には、本市に対してその旨を報告すること。
また、その際の協議によりその後のスケジュールについて説明を施すこととし、本市の指示に従うこと。
- (7) 納品場所は、藤沢市役所本庁舎 2 階介護保険課とする。

1 1 契約期間満了後等の対応

契約期間の満了時及び契約を解除した場合は、レンタル契約物件を提供者が納品場所から回収して契約を終了することを原則とする。回収の際には次のことに留意すること。ただし、本市から求めがあれば、契約期間の満了前であっても本市の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。

- (1) 本市において、全てのタブレット端末を初期状態に戻す設定を実行することによりデータの完全削除を実施すること。
- (2) 返却後からデータの廃棄等全ての作業が終了するまでは、提供者の責任において、保管状態が確認できる体制を執ること。
- (3) タブレット端末等の回収に要する費用は、提供者が負担すること。

1 2 環境保全

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取組項目を実施するよう努めること。

1 3 その他

- (1) 藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の趣旨を理解し、情報資産の適切な管理に努めること。
- (2) データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「利用者」という。）と事業者（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取り扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、利用者と提供者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、利用者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む）等についても適用する。
- 4 提供者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び利用者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 提供者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 提供者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、利用者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により利用者へ通知するものとする。
- 2 利用者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して提供者に責任者等の変更を求めることができる。

3 提供者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により利用者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 提供者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 提供者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 提供者は、利用者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 提供者は、データを利用者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 提供者は、利用者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 提供者は、業務の履行上、利用者からデータの提供がある場合は、様式第2号「データ受領証兼複製申請書」を利用者に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 提供者は、業務上、やむを得ず利用者の環境からデータを持出す場合は、様式第3号「データ借用申請書」を提出し、利用者の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 提供者は、利用者の環境にパソコン及びモバイル端末（以下、パソコン等という）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、利用者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 提供者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、利用者の承認を得たうえ

で、様式第8号「データ持出管理簿」に記録し、本契約終了時及び利用者の求めに応じて利用者に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

- 2 第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で利用者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

- 第11条 提供者は、利用者から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに利用者に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

- 2 提供者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

- 第12条 提供者は、本契約の履行上、利用者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあっては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第7号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(監督及び監査)

- 第13条 利用者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、提供者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、提供者はこれに協力しなければならない。

(検査)

- 第14条 利用者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報の取り扱いについて、提供者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、提供者と協議の上、利用者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第15条 提供者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、利用者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により利用者に提出しなければならない。

(事故発生の報告義務)

第16条 提供者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を利用者に通知し、利用者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により利用者に報告しなければならない。

2 利用者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17条 利用者は、提供者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 提供者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、利用者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 提供者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第19条 利用者は、本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)